

福祉作業所&れんげの家の活動紹介

福祉作業所のレポート

養老福祉作業所では、所外の活動によって、四季折々の自然を感じることができるよう、作業所近くの桜並木を散歩し、桜の花の移り変わりを楽しみました。また、木曾三川公園や赤坂のスポーツ公園では、チューリップや藤の花を、近くで観察したり記念撮影をして楽しむことができました。



れんげの家のレポート

れんげの家では、5月3日に中庭で「ホームコンサート」を行いました。今年度は、バイオリンの演奏と二胡の演奏を楽しみました。後半では、利用者のオルガンの発表や歌唱の発表もあり、皆さんの温かい拍手がいつぱいのコンサートとなりました。



ひよこハウス 子育てサロン

皆さんのお住まいの地区公民館・こども園・保育園等で、乳幼児とその保護者の方が一緒に遊べる「ひよこハウス子育てサロン」を開催しております。毎回いろいろな催しがあり、保護者の方も交流を深めることができますので、お気軽にご参加ください。

○日程と場所

- 6月19日(水) 中央公民館
- 7月3日(水) 七夕会 高田公民館
- 8月21日(水) 中央公民館

7月3日(水)に高田公民館で開催される七夕会は事前予約が必要です。予約は6月10日(月)8時30分より受付します。定員になり次第予約受付終了となります。養老町社会福祉協議会までお電話でご予約ください。

○定員

各日、先着順 15組

○参加費

無料、七夕会のみ子供一人 100円

○時間

午前9時45分～11時45分

○お問い合わせ

養老町社会福祉協議会
☎0584-34-3504

天候や道路状況により中止になることがあり、お問い合わせください。

心あたたまご寄付ありがとうございます

次の方々より善意のご寄付をいただきました。趣旨に添って、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

小畑公民館運営委員会	
委員長 三輪敬子 様	7,900円
Studio K5 様	50,000円

あなたの生活をお手伝いします 日常生活自立支援事業

「通帳や印鑑など大事なものをどこに置いたか忘れてしまい、探すことが多い。」「福祉サービスを利用したいけれど、どうすれば良いかわからない。」「役所などから届く手紙の内容がわからない。」このような不安はありませんか？社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業は、こうした悩みを解決しながら、安心して暮らしていけるようお手伝いいたします。

～お手伝いできること～

- 福祉サービス利用のお手伝い
 - 介護保険制度など福祉サービスの利用手続き支援や提供状況を確認します。
 - 受けている福祉サービスへの不満や疑問の解決支援をいたします。
- お金の管理や定期訪問
 - 税金や医療費、公共料金の支払いをいたします。
 - 金融機関から生活費など預貯金の払い戻しをいたします。
- 貴重品のお預かり
 - 定期預金などの通帳、年金証書、印鑑などを社会福祉協議会が契約している金融機関の貸金庫で保管いたします。

日常生活自立支援事業のご利用は、養老町社会福祉協議会にご相談ください。

あなたのご相談に無料でお答えします。

心配ごと相談 あなたのお困りごとの相談を受けます。

- 老人福祉センター(2階生活相談室)
毎月第2・第3水曜日 午後1時～午後4時

法律相談 弁護士が法律に関する相談を受けます。

- 老人福祉センター(2階生活相談室)
毎月第3木曜日 午後1時～午後3時

※事前の電話予約が必要です。

ヘルプマークはご存知ですか？



ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている方々が身に付けています。外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方もいます。

思いやりのある行動を よろしくお願いします

▽思いやりのある行動とは？

- ①電車やバスの中では席をお譲りください。
- ②駅や商業施設等で、困っている方を見かけたら、声をかける等の配慮をお願いします。
- ③災害時は、マークの利用者が安全に避難するための支援をお願いします。



編集発行 社会福祉法人
養老町社会福祉協議会
養老町高田 79-2
TEL 34-3504
FAX 34-0066
発行日 令和6年6月吉日

事業レポート

令和6年5月2日

ボランティア総会（中央公民館）

25名の社協登録ボランティアが参加して、ボランティア総会が開催されました。

総会の後は、講師に赤十字防災セミナー指導者である伊藤三枝子氏をお招きし、実際に災害ボランティアに行った時の現地の様子や体験談を聞きながら、仮設トイレの仕組みや使い方を学んだり、日頃から備えておくことの良いものについて教えて頂き、とても参考になる有意義な総会になりました。



生活福祉資金貸付制度のご相談

【要予約】事前に電話でご予約ください

生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、ご障がい者の世帯、ご高齢者の世帯で生活にお困りの方への資金の貸し付けにより、生活の改善、自立を促すための制度です。

貸し付けの主な種類	内容
総合支援資金	失業等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対する、生活の立て直しのために継続的な相談支援等を行いながら、生活費及び一時的な資金貸し付けを行います。
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の資金をつなぎとして貸し付けます。
教育支援資金	低所得世帯に属するが、学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費を貸し付けます。

※1 各資金により貸付条件、限度額、返済、利率、対象は異なります。
 ※2 貸し付け及び審査は、県社会福祉協議会となります。生活状況等によっては貸し付けが出来ない場合もありますので、ご了承ください。
 ※3 本資金貸付制度は、他金融機関等の貸し付けが困難な場合や利用できない場合の制度でもあり、申し込みの際には他制度が利用できないか確認や相談を行います。

ご相談される方は、原則**事前予約が必要**となります。予約されていない場合は、ご相談に対応できない場合がありますので、ご了承ください。

養老町社会福祉協議会
☎0584-34-3504

養老町社会福祉協議会 令和6年度 事業計画

近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になり、関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明などの懸念とともに、消費者被害、障がい者の地域移行、見守りが必要な方など、地域の福祉課題が拡大しています。

また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、多くの地域住民が参画、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる取り組みなど、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていくため、地域コミュニティや自治会、民生委員・児童委員をはじめとする地域と支え合う体制づくりを目的として、養老町から「生活支援体制整備事業」を受託し、生活支援コーディネーターを配して高齢者の積極的な社会参加の啓発と促進、介護保険制度では提供できない生活支援等サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の確保など、地域で支え合う体制づくりを推進しております。

基本方針でもある「ぬくもりのあるまちづくり」の実現に向け、職員一同が一丸となって地域福祉活動に取り組んでまいります。

>> 右側のページで、主な活動及び事業の計画を記載します。

養老町社会福祉協議会 令和6年度 事業計画（主な活動及び事業）

1. 法人運営事業

本会組織の基盤強化と併せて、円滑な運営と事業計画立案の策定とともに、各支部の活動運営を助成など、地域社会活動の促進を目的としています。

- (1) 会員会費及び自主財源の確保
 - ・一世帯あたり 一般会費1口：800円（年額）
 - ・本会事業に賛同のある個人、団体、法人 特別会費1口：3,000円（年額）

- (2) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の実施
- (3) 支部社会福祉協議会活動の活動支援
- (4) 事業福祉サービス苦情解決制度の運用
- (5) 事業体系における方向性等の検討

2. 企画広報事業

地域福祉活動に長きにわたり携わった方への功労表彰に伴う大会の開催をはじめ、本活動への啓発、理解と併せて、地域住民参画の促進を目的としています。

- (1) 社会福祉大会の実施（令和6年9月28日）
- (2) ホームページを活用した情報提供
- (3) 広報誌「社協だより」の発行 年4回（6月、9月、12月、3月）

3. 相談事業

日常生活における住民のさまざまな心配ごと、法律上の相談に対する解決のため、相談窓口を設置して、社会生活の向上を目的としています。

- (1) 弁護士による無料法律相談の実施（毎月第3水曜日）
- (2) 民生委員等による心配ごと相談の実施（毎月第2、第3水曜日）
- (3) 人権相談の実施（毎月第3水曜日）
- (4) 行政相談の実施（毎月第2水曜日）
- (5) 心配ごと相談員研修会の実施

4. ボランティア活動事業

独居高齢者に対する支援活動（給食サービス）など、地域社会に寄り添った支援とともに、ボランティアスクールを開講して次世代を担う子どもたちに、自発的な活動機会など学びや体験の場の提供し、育成ボランティア活動の啓発促進を目的としています。

- (1) ボランティア活動の相談・需給調整
- (2) ボランティア保険の加入促進
- (3) 災害ボランティア養成講座の実施
- (4) 福祉協力校への助成
- (5) 福祉教育の推進、情報発信の充実

5. 地域福祉活動推進事業

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民が自主的に地域福祉活動を行うことの支援とともに、地域住民の相互の交流促進を目的としています。

- (1) ふれあい・いきいきサロン活動の促進
- (2) 友愛訪問事業（ひとり暮らし高齢者等の訪問サービス事業、ひとり親家庭福祉事業）の実施
- (3) ひとり親家庭児童社会見学の実施
- (4) 園児、高齢者交流事業支援
- (5) レクリエーション活動物品の貸出事業
- (6) ひとり暮らし高齢者見守りサービスの実施（年3回）
- (7) 地域福祉推進員設置の活動促進及び生活支援体制整備事業の推進

6. 敬老事業

多岐にわたり貢献してきた高齢者への敬愛、長寿を祝うとともに、地域の高齢者が人とひとの繋がりを深める機会づくりを目的としています。

- (1) 各支部による敬老会の実施
- (2) 誕生日到達の高齢者への長寿祝金事業

7. 在宅福祉活動推進事業

車椅子専用リフト付福祉車両及び各種器具の貸出事業として、在宅高齢者及び障がい者などが、広く社会生活に参画できる機会とその支援を目的としています。

- (1) 車椅子専用リフト付福祉車両の貸出
- (2) 車椅子、点字器、アイマスク等福祉機材の貸出

8. 共同募金配分事業

共同募金（赤い羽根募金、年末助け合い募金）配分金事業は、地域福祉活動のための財源確保として、自治会などを通じた幅広い募金活動の実施することを目的としています。

- (1) 共同募金（赤い羽根募金、年末助け合い募金）の実施
- (2) 障がい（児）者、児童、青少年福祉事業団体への支援
- (3) 母子・父子福祉活動事業への支援

9. 生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者などに対して、生活安定のための相談支援、資金貸付をおこなうことで世帯の経済的自立を目的としています。

- (1) 生活福祉資金の貸付・償還指導
- (2) 同和更生資金の償還指導
- (3) 生活支援相談センターとの連携と生活困窮者支援

10. 生活管理指導員派遣事業

介護保険制度の対象外と判定とされた独居高齢者に対し、自立した生活を営むうえで支障をきたす場合の生活管理指導員派遣（家事援助など）を目的としています。

- (1) 生活管理指導員による家事援助の提供

11. 子育て支援事業

子育て世代に対する孤独や育児の不安解消と情報交換、仲間づくりと交流の場の提供を目的としています。

- (1) ひよこハウス子育てサロン、季節イベントの実施
- (2) 子育て相談会の実施

12. 福祉サービス利用援助事業

高齢者や障がい者の方々が、安心して自立した日常生活をおくることができるよう、権利擁護に関する契約、相談に基づく福祉サービス利用援助、金銭管理、財産関係保全を目的とした事業サービスをしています。

- (1) 日常生活自立支援事業の実施
- (2) 自立困難な高齢、障がい者などへの相談

13. 障がい者相談支援事業

障がい者（児）やその家族を対象として、関係機関と連携して「障がい者相談支援事業所の運営」をおこない、利用者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

- (1) 特定相談、障がい者（児）支援事業の運営
- (2) 相談支援に関する広報啓発の実施

14. 老人福祉センター管理運営事業

町からの指定管理を受けて、施設の管理運営及び高齢者福祉の向上に資するための交流拠点として、地域福祉の増進を目的として運営に努めています。

- (1) 社会福祉活動における同好会、クラブ活動に対する活動拠点の提供
- (2) 生きがいと健康づくり、レクリエーション活動拠点の提供
- (3) 施設利用における適切な維持管理の運営

15. 養老福祉作業所運営事業

福祉作業所の適切な運営及び利用者の生活支援と社会参画の促進を目的としています。

- (1) 利用者の健康管理、健康診断、利用者の立場に立ったサービスの提供
- (2) 能力に応じた就労の提供（施設外就労含む）、必要な指導、適切な訓練の実施
- (3) 音楽療法や書道など趣味、教養の取り組み
- (4) 保護者会との協働、地域に開かれた施設運営
- (5) 市町や保健医療及び福祉サービス提供事業との密接な連携

16. グループホーム運営事業

利用者が地域において共同し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯や掃除などの家事とともに、生活等に対する相談及び助言など日常生活全般にわたって支援することを目的としています。

- (1) 透明性のある健全かつ多様な運営と工夫
- (2) 共同生活を行うために必要な相談援助
- (3) 地域との結びつきを大切に開かれた施設づくりの構築
- (4) 職員資質の向上化、研修会の実施
- (5) 質の高い利用者サービスの提供